

【要求内容】

【令和7年度概算要求】
1,994億円+事項要求

【令和6年度予算】
(1,854億円)

(1) 「こども未来戦略」の着実な実施

- 「こども未来戦略」に基づく、児童扶養手当の拡充（所得限度額の引き上げ、多子加算の増額）、資格取得を目指すひとり親家庭に対する給付金の対象資格の拡大・給付割合の拡充、こども食堂や学び体験などの場を増やすこどもの生活支援の強化等の取組について、着実に実施する。
- ※ 「こども未来戦略」に基づく児童扶養手当拡充の平年度化増の所要額については、予算編成過程で検討する。

(2) 自立支援策（養育費確保等支援パッケージ等）の強化、相談支援体制の強化等

- ひとり親家庭等に対する自立支援策を当事者のニーズに応じて総合的に実施するため、子育て・生活支援や就業支援、養育費確保等の支援の再編・強化を図るとともに、相談支援体制を強化する。

＜再編後の支援体系と拡充内容＞

◇ひとり親家庭等就業・自立支援事業（就業・自立支援パッケージ）

補助基準額の再構築を行うとともに、自治体の創意工夫による就業・自立支援に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加する。

◇離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ）

補助基準額の再構築を行うとともに、「親子交流支援」の対象を拡大し、「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の相談者の状況やニーズに応じた支援を行う。

◇ひとり親家庭相談支援体制強化事業（相談支援パッケージ）

補助基準額の再構築を行うとともに、同行支援やフォローアップなど伴走型の支援を強化し、自治体の創意工夫による相談支援体制強化に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加する。

- 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対する住居の借り上げ資金の貸付額の上限について、4万円から7万円に拡充する。
- ひとり親家庭等が必要な支援にたどりつけるよう、チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内など相談機能の強化を図る。
- 修学や疾病等により生活援助や保育等のサービスが必要となるひとり親家庭等への支援について、利用要件を緩和するとともに、支援の強化を図る。
- ひとり親家庭の父又は母の資格取得後のミスマッチによる不就業を防ぐとともに、就業先の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業を創設する。

(3) こどもの学習支援の強化

- ・ ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対する学習支援の場に、外国にルーツのあるこどもや個別支援が必要なこども等への対応のため、必要に応じて個別支援員を配置するための費用を補助する。

(4) 民法等改正法の施行を見据えた支援の拡充等

- ・ 離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ）
補助基準額の再構築を行うとともに、「親子交流支援」の対象を拡大し、「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の相談者の状況やニーズに応じた支援を行う。【再掲】
- ・ 修学や疾病等により生活援助や保育等のサービスが必要となるひとり親家庭等への支援について、利用要件を緩和するとともに、支援の強化を図る。【再掲】
- ・ 民法等改正法施行後におけるこども家庭庁の各種支援施策に関する取扱いについて、正しい理解の促進を図るため、ひとり親家庭に向けた当事者目線での周知・広報を行う。

(5) こどもの貧困対策の強化

- ・ 多様な困難を抱えるこども達に対して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設け、支援が必要なこどもの早期発見・早期対応につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。【再掲】
- ・ こども食堂等を実施する事業者を対象として、広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体の取組を支援し、困窮するひとり親家庭をはじめ、支援が必要な世帯のこども等に食事の提供等を行う。
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正を踏まえ、こども政策の決定過程において、困難を抱えたこども・若者の意見反映を推進するため、意見聴取を行うための仕組みを設ける。

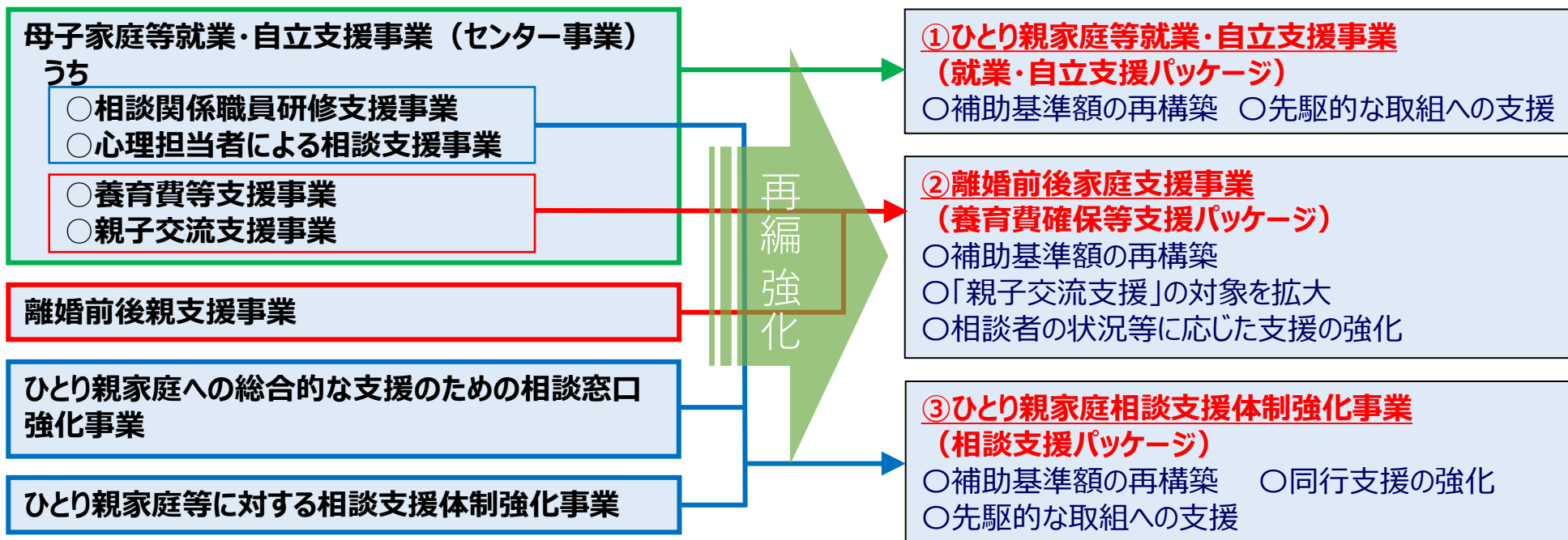
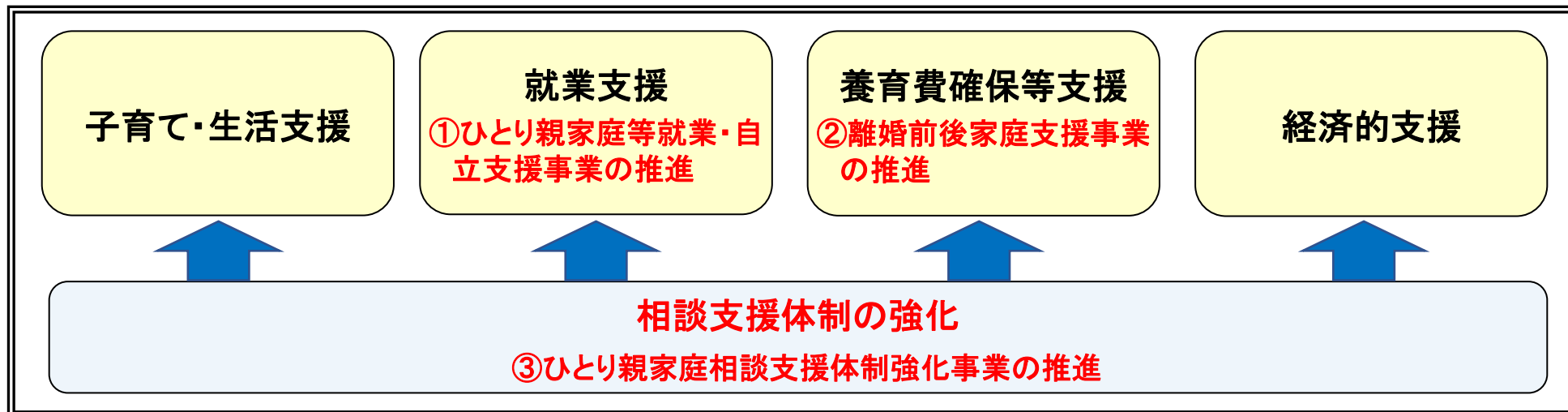
【主な内訳】

◇ 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	197億円	(163億円)
◇ 児童扶養手当給付費負担金	1,463億円+ 事項要求	(1,493億円)
◇ ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	19億円	(0億円)
◇ 母子父子寡婦福祉貸付金	14億円	(14億円)

目次

● ひとり親家庭等に対する自立支援策の強化	4
ひとり親家庭等就業・自立支援事業（就業・自立支援パッケージ）	5
離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ）	6
ひとり親家庭相談支援体制強化事業（相談支援パッケージ）	7
● ひとり親家庭住宅支援資金貸付	8
● ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業	9
● ひとり親家庭等日常生活支援事業	10
● 資格取得等から就職までの一体的就業支援モデル事業	11
● こどもの生活・学習支援事業（ひとり親家庭等生活向上事業）	12
● 民法等改正法の施行に伴う周知・広報	13
● 地域こどもの生活支援強化事業	14
● ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	15
● 困難を抱えたこども・若者意見反映推進事業（アウトリーチ型）	16

○ ひとり親家庭等に対する自立支援策を当事者のニーズに応じて総合的に実施するため、子育て・生活支援や就業支援、養育費確保等の支援の再編・強化を図るとともに、相談支援体制を強化する。



＜母子家庭等対策総合支援事業＞ 令和7年度概算要求額 197億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

○母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスを提供する事業。

事業の概要

【拡充内容】

- 個々の補助メニューごとに設けていた補助単価（上限額）を撤廃する。
- 自治体の創意工夫による就業・自立支援に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加する。

ひとり親家庭等就業・自立支援事業

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施 等

在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援 等

その他就業・自立支援に資する先駆的な取組み（新規）

- ・就業・自立支援に資するものとして、先駆的な取組みによる支援

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施 等

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談 等

就業環境整備支援事業

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村

※都道府県・指定都市・中核市と一般市等の区分けを撤廃

【補助率】 国：1/2、都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村：1/2

【補助単価】 1か所あたり **43,891千円**

＜母子家庭等対策総合支援事業＞ 令和7年度概算要求額 197億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 離婚前後の家庭に対して、離婚がこどもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活について考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施に資する取り組みを実施する。

事業の概要

【拡充内容】

- 「親子交流支援」の実施要件について、18歳到達後の3月末まで対象とし、頻度・期間は個々のケースに応じた対応を可能とする。
○「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の相談者の状況やニーズに応じた支援を行う。

（１）相談員の配置

親子交流支援員を含めた相談員の配置

（２）親支援講座

- ① 親支援講座 養育費や親子交流の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
② 情報提供 親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（３）養育費・親子交流の履行確保に資する取組

- ① 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。
- ② 戸籍・住民担当部署との連携強化
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携を図る。
- ③ 戸籍抄本等の書類取得補助
調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。
- ④ 公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成するための費用等の支援を行う。
- ⑤ 保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。
- ⑥ ADRの活用支援
裁判外紛争解決手続き(ADR)を利用した調停に係る費用の支援を行う。
- ⑦ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ⑧ 養育費受取に係る弁護士の活用
養育費の受け取りに係る弁護士費用の支援（受取開始後1年間）を行う。
- ⑨ 同行支援
養育費や親子交流の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を行う。
- ⑩ 親子交流支援
支援計画を作成し、親子交流当日のこどもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施
- ⑪ その他先駆的な取組
①～⑩のほか、養育費や親子交流の履行確保等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

（４）状況やニーズに応じた支援（新規）

「離婚前後のカウンセリング支援」（心理カウンセラーの配置）、「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」（通訳（人員配置、ICT機器活用等））、託児サービス、夜間・休日対応、SNSによる相談対応等、相談者の状況やニーズに応じた個別支援を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】国 1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 1/2

【補助単価】1自治体当たり 40,029千円

＜母子家庭等対策総合支援事業＞ 令和7年度概算要求額 197億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

○地方自治体の相談窓口に、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行うための「心理担当職員」や就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくり等を支援することで、相談支援体制の質・量の充実に図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

事業の概要

【拡充内容】

- 伴走型の支援（同行支援やフォローアップなど）が実施できるよう、「同行型支援」を拡充。
- 自治体の創意工夫による相談支援体制強化に資する先駆的な取組を補助メニューに追加。

（１）心理担当者による相談支援事業

「心理担当職員」を配置し、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行う。

（２）就業支援専門員配置等事業

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

（３）集中相談事業

児童扶養手当の現況届の提出時期（８月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

（４）弁護士・臨床心理士等による相談対応支援

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用

（５）補助職員配置支援

母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

（６）夜間・休日対応支援

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

（７）同行型支援（拡充）

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、新たに同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。**伴走的な支援（同行・フォローアップ）が実施できるよう拡充。**

（８）相談関係職員研修支援事業

「就業支援職員」等の相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等を行う。

（９）支援員等が活用する相談対応ツール作成等支援

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実に図る。

（１０）その他相談支援体制強化に資する先駆的な取組（新規）

（１）～（９）までのほか、相談支援体制強化に資するものとして、先駆的な取組みによる支援を行う。

相談体制の充実

専門性の向上

実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】国 1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 1/2

【補助単価】1か所当たり**27,893千円**

＜母子家庭等対策総合支援事業＞ 令和7年度概算要求額 197億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、こどもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

【対象者】

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む。ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円→**上限7万円**）を貸付（**拡充**）

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実施主体等

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9／10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担（特別交付税措置）

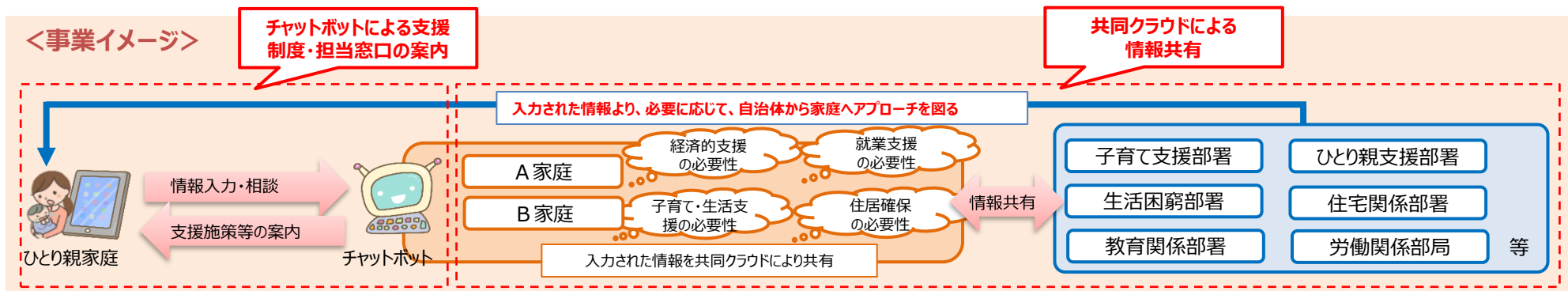
＜母子家庭等対策総合支援事業＞ 令和7年度概算要求額 197億円の内数（163億円）

事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**I T 機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T 機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T 機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



実施主体等

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】1自治体あたり：30,000千円

【補助率】国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

<母子家庭等対策総合支援事業> 令和7年度概算要求額 197億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- **ひとり親家庭等（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）**が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

事業の概要

- 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行う。
 - (1) 一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - ・ 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由
 - ・ 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由
 - (2) 定期的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - ・ 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等
(乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭に限る。)
- 実施場所：生活援助…ひとり親家庭等の居宅
保育等のサービス…家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所など

- 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（例えば、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品等の買い物）を行う
- 保育等のサービスは、乳幼児の保育、こどもの生活指導などを行う



実施主体等

- 【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の全部または一部を民間団体等に委託可)
- 【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【補助基準額】

1	活動費	1か所当たり	4,306千円	
2	派遣手当分	1時間当たり		
	①子育て支援			②生活援助
	(深夜、早朝以外9:00～18:00)	2,200円		(深夜、早朝以外9:00～18:00)
	(深夜、早朝)	2,750円		4,400円
	(講習会会場)	3,300円		(深夜、早朝)
	(宿泊分)	11,000円		5,500円
	(移動時間)	1,860円		(移動時間)
				1,860円

<母子家庭等対策総合支援事業> 令和7年度概算要求額 197億円の内数（163億円）

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするため、「高等職業訓練促進給付金」等の支給により資格取得の支援を行っているが、個人の状況によっては、就職・転職や正規雇用等につながりにくい場合があることが指摘されている。
- 資格取得後のミスマッチによる不就業を防ぐとともに、ひとり親家庭の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業を創設する。
- 人手不足となっている分野や地域に密着した中小企業への積極的なアプローチなど、地域の実情を踏まえた就職先のあっせんが可能。

事業の概要

<対象者> 母子家庭の母又は父子家庭の父

<事業内容> 以下のような取り組みが考えられるほか、自治体独自の創意工夫を凝らした実効性のある取り組みを幅広く補助対象とする

取組例 1

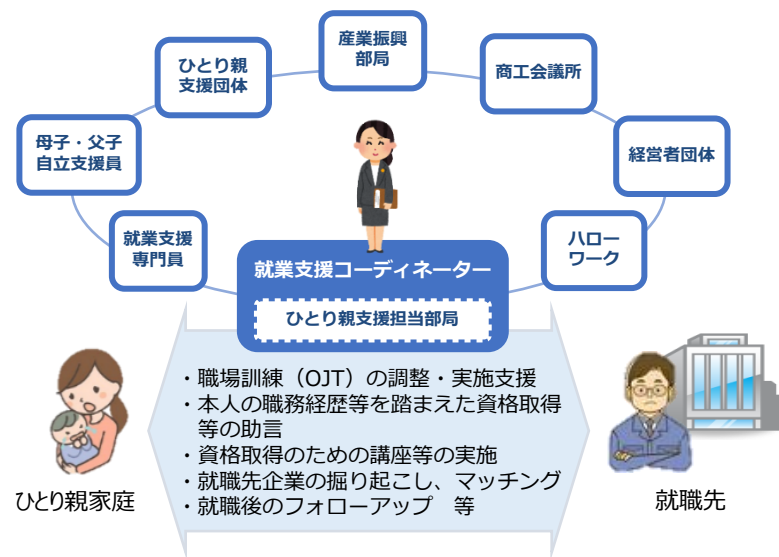
関係機関との連携を通じた就職先企業の掘り起こしやマッチング

ひとり親支援担当部局と産業振興部局、商工会議所、経営者団体、ハローワーク等を構成員とするネットワークを構築するなど、関係機関による連携体制を整備し、ひとり親の雇用に積極的な企業の掘り起こしやマッチングを行う

取組例 2

就業支援コーディネーターによる就業支援

- ケース①：あらかじめ就職先を決定した上で、試用期間における職場訓練（OJT）の実施支援や正式採用に向けた調整、就職後における定着促進のためのフォローアップを実施
- ケース②：本人の意向や職務経歴などを踏まえた資格取得に関する助言などオーダーメイドの就業支援、資格取得のための講座等の実施、就職先のあっせんを行う



実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】国10/10 【補助基準額】1自治体あたり43,000千円

＜母子家庭等対策総合支援事業＞ 令和7年度概算要求額 197億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。
- 外国にルーツのあるこどもや個別支援が必要なこどもなどへの対応のため、各学習支援の場に、必要に応じて個別学習支援員を配置できるようにする。（拡充）

事業の概要

①生活指導・学習支援

地域の実情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせる実施。

- ア 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- イ 学習習慣の定着等の学習支援
- ウ 軽食の提供

ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが勉強に集中できるよう、自習室を含めたスペースの確保や軽食の提供に係る費用を支援。

②長期休暇中の学習支援の追加開催

夏期や冬期などの長期休暇期間中に、①の日数を増やして実施する。

③大学等受験料支援

大学(短大)・専門学校等を受験する際の受験料を支援する。

④模擬試験受験料支援

中学生・高校生等の各ステージの受験に向けた、模擬試験の受験料を支援する。

※③及び④の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者

- ア.児童扶養手当受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
- イ.自治体が実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども

⑤個別学習支援員の配置（拡充）

各学習支援の場に、必要に応じて個別支援員を配置するために必要な費用を支援。

【補助単価】

○生活指導・学習支援

- (1) 事務費 1事業所当たり 2,902千円
- (2) 事業費（集合型） 1事業所当たり 4,960千円
(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)
- (3) 事業費(アウトリーチ型) 1回の訪問が1日の場合
11,020円(半日以内の場合 7,000円)
- (4) 実施準備経費 1事業所当たり①改修費等 4,000千円
②礼金及び賃借料(実施前分)600千円
- (5) 軽食費 1事業所当たり 832千円
(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)

○長期休暇の学習支援の費用加算

週1日：424千円、週2日：848千円、週3日以上：1,272千円 加算

○大学等受験料

高校3年生等： 1人当たり 53,000円上限

○模擬試験受験料

高校3年生等： 1人当たり 8,000円上限
中学3年生： 1人当たり 6,000円上限

○個別学習支援員

個別学習支援員 1人当たり 日額：8,040円



実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村

【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

＜こども政策推進事業委託費＞ 令和7年度概算要求額 50百万（－百万円）

事業の目的

親権に関する規定の見直しや養育費の履行確保などを内容とする民法等改正法（令和6年法律第33号）の成立を踏まえ、本改正法施行後におけるこども家庭庁の各種支援施策に関する取扱いについて、正しい理解の促進を図るため、ひとり親家庭に向けた当事者目線での周知・広報を行う。

事業の概要

本改正により導入される離婚後の親権者に関する規律の見直し（共同親権の導入等）、養育費の履行確保に向けた見直し（法定養育費制度の導入等）等を踏まえたこども家庭庁の各種支援施策の取扱いについて周知・広報を行うため、ひとり親向けの普及啓発用リーフレット等の作成等、特設サイトの設置を委託して行う。

（周知を行う主な支援施策例）

- ・児童扶養手当（離婚後の父母双方が親権者であっても、引き続き「子どもを監護する者」が受給資格者となる旨等を周知） 等

➤ 民法等改正法の施行に伴う周知・広報等委託

（実施内容）

- ①ひとり親向けの普及啓発用リーフレット等、広報動画の作成等
- ②ひとり親向けの普及啓発用特設サイトの作成等

実施主体等

【実施主体】 国（委託）

<母子家庭等対策総合支援事業> 令和7年度概算要求額 197億円の内数（163億円）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

- 地域こどもの生活支援強化事業**（補助基準額：最大8,502千円）
 - ※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円
- ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業
（補助基準額：3,070千円）
 - ※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】
（補助基準額：1,000千円）
- イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）
（補助基準額：1,520千円）
 - ②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）
（補助基準額：300千円）
- ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業
（補助基準額：2,912千円）
- エ その他上記に類する事業
- ※ ア～エを組み合わせ実施（イは①又は②いずれかのみ）
- 要支援児童等支援強化事業【加算措置】**（補助基準額：2,563千円）
 - 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材(ボランティア、民生・児童委員等)の活用

食事の提供



体験の提供



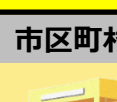
こども用品の提供



発見



連携



支援が必要なこども



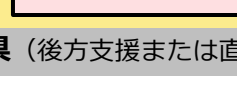
市区町村



こども家庭センター



学校・教育委員会



市・町・区役所



都道府県（後方支援または直接支援）

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2／3、都道府県・市区町村：1／3

令和7年度概算要求額 19億円（－億円）

事業の目的

困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

事業の概要

【1】国⇒中間支援法人

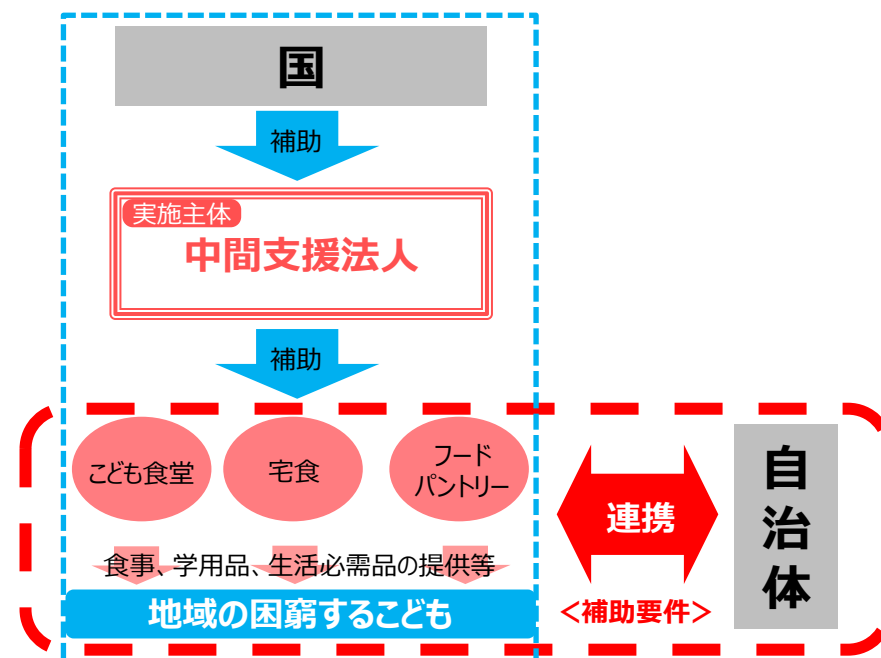
- こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。
- ※ 各地のこども食堂等に伴走型の支援が実施できるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人を決定する。

【2】中間支援法人⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等のこども

- ひとり親家庭等のこどもに食事の提供等を行う。



実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：240,000千円
 【補助率】 定額（国：10/10相当）

＜こども政策推進事業委託費＞ 令和7年度概算要求額 50百万円（－百万円）

事業の目的

- 令和6年6月に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、第9条第3項において、「政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と明記され、こども大綱策定に際し、貧困の状況にあるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講じる旨の規定が新たに設けられた。
- こども基本法においては、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられており、こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。
- このため、こども政策の決定過程におけるこども・若者の意見反映を推進するよう、各府省庁やこども家庭庁が施策を進めるに当たって、困難を抱えたこども・若者から意見を聴くための仕組み（アウトリーチ型意見聴取）を設け、多様な手法を組み合わせながら、困難を抱えたこども・若者からの意見聴取を実施する。

事業の概要

- （1）政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、現場に出向いて意見を聴く方法（アウトリーチ）を主としつつ、オンライン会議、チャット、Webアンケートなどの多様な手法を組み合わせながら、意見聴取を実施し、政策に反映する。
- （2）意見聴取に当たっては、こどもの声を引き出す専門的なファシリテーターが参画し、事前のアイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こどもが意見を言いやすい環境の下で実施する。

実施主体等

【実施主体】 国（委託）